

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

規 則

○手数料条例施行規則の一部を改正する規則

(財政課)

一

規 則

手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十号

手数料条例施行規則の一部を改正する規則

手数料条例施行規則(平成二十二年宮城県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

附則第三項の見出しを削り、同項の前に見出しとして、「(平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者に係る手数料の免除)」を付し、附則に次の一項を加える。

4 知事は、表百四十九の項の上欄に掲げる者が平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者であつて手数料を免除することが適当と認められるものである場合には、平成二十三年三月十一日から同年六月七日までの間に申請がなされた一般旅券の発給に係る手数料及び同月八日以後に申請がなされた東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律(平成二十三年法律第六十四号)第二十条第一項又は第二項の規定により発行される一般旅券の発給に係る手数料に限り、表百四十九の項の下欄に定める額の全部を免除するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。